

陳情番号	陳情第7号
件名	保育等の公定価格の見直しに向けて国への意見書採択を求める陳情
受付年月日	令和8年3月10日
回付委員会	文教委員会

(陳情要旨)

保育等の公定価格は、2024年度に同年の人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえて10.7%引き上げられた。さらに、こども家庭庁は、各都道府県担当者宛てに、「今般の改定による公定価格の増額分は人件費」であると明記した上で、「改定を加味した次年度以降の給与表、給与規定等の改定にも計画的に取り組むよう、各施設・事業者に要請すること」を求めている。

これにより、多くの事業所で2024年度公定価格の遡及増加分が年度末一時金として職員に支給されたが、2025年度に賃金のベースアップを実施した事業所は少ないのが実態である。市町村から保育事業所へ支払われる委託費の公定価格に係る引上げ分を賃上げ以外に充当する事業所も多いことや、国の保育士配置基準が子どもの命を守り発達を保障できる水準にないために、多くの事業所で国基準の2.3倍の保育士を配置しており、職員1人当たりの賃金が「薄まき」のような状況になっていることなどがその要因である。公定価格上の人件費は2025年度も5.3%の引上げとなったが、同様のことが起こることが危惧される。こども家庭庁が想定している月額約3万8,000円のベースアップには遠く及ばず、2024年度における全産業の平均賃金との格差は5万7,000円となっている。

また、近年は最低賃金が毎年数十円単位で引き上げられているが、公定価格には最低賃金の引上げ分は見積もられていない。保育職場では最低賃金近傍の賃金で働く若年層や非正規雇用の職員も多い中、限られた財源の中で全体の賃金を底上げしようと思えば、最低賃金すれすれの水準での賃金引上げや、もともと支給されている処遇改善手当の支給をもって最低賃金違反を回避することになるが、それでは、年収ベースではほとんど改善されないという実態もある。このままでは、全産業の平均賃金との格差は縮まらない。

そして、重い責任に見合わない低賃金は、職員確保の困難を引き起こしている。保育士をはじめとする保育所等の職員確保は全国共通の深刻な問題となっており、募集しても人材が集まらない状況が続いている。2024年4月には、4歳児及び5歳児では実に76年ぶりとなる保育士配置基準の改正がなされたが、保育士確保の困難を理由として期間の定めのない経過措置が設けられており、地域や施設によって子どもの処遇や労働者の働き方に格差が生じる事態となっている。現場からは、子どもたちの言葉にならない思いを聞いてあげたいが余裕がない、ただ人がいればよいのではなく職員集団で保育づくりができるための人員が必要であるなど、一人一人の子どもの思いに寄り添った保育をしたい、専門性を認めてほしいという声が聞こえてきている。現在、保育所等の果たす役割は、家庭支援、さらには地域に住む子育てに困難を抱える保護者への支援など多岐にわたる。2025年7月31日にこども家庭庁が公表した令和6年教育・保育施設等における事故報告集計では、認定こども園、幼稚園、認可保育所等における重大事故は前年から308件増え、9年連続の増加となっている。現場の保育士は日々奮闘しているが、その奮闘に応える賃金にはなっていない。

このような状況を踏まえ、保育士をはじめとする職員、子ども、保護者にとって、ともに人権が守られるような職員の定着及び確保の観点から、下記事項について、地方自治法第99条の規定に基づき、国に対して意見書を提出する

よう陳情する。

記

- 1 公定価格の基本分に含まれる人件費相当分（非常勤単価分を含む。）を明らかにして、人件費以外への流用ができないように用途制限を設けること。
- 2 公定価格の基本分は、最低賃金引上げ分を反映させた単価設定をすること。

（意見書案文掲載略）